

第1回基本法検証部会へのコメント

本来であれば、第1回基本法検証部会へ出席のうえ、寺川先生、平澤先生のお話を伺いつつ、議論させていただきたかったのですが、残念ながら、今回は出席がかなわなかったため、事前に事務局でご用意いただいた資料に目を通し、思うところをコメントとして、提出いたします。

○ 準備していただいた資料を拝見して感じたことは、やはり、基本法制定時と比べて、前提条件が大きく変わっていることに留意する必要があるということです。

基本法制定時は、米国、カナダ、豪州、ブラジルといった友好国から、いつでも農産物を購入ができるという前提条件があったと考えます。

仮に食料がひっ迫する危機的状況があったとしても、それはあくまで一時的なもので、永続的なものではないということが、法制定にあたっての前提にあったと思います。平時においてはむしろ、安価な輸入農産物から国内農業をどうやって守るかということが、重

視されていたのではないのでしょうか。

しかしながら、現在はむしろ、輸入が思うに任せない。場合によっては買い負けしてしまうという事態が恒常化しつつあります。

このような事態は、コロナやウクライナといった突発的な要因によるというより、世界の食料需給の構造が基本法制定時から大きく変わったことによるものでないかと考えます。

従来、世界の食料の需給状況といえば、穀物の生産量と人口増とのグラフを並べ、人口増に対して食料生産が追い付かないという文脈で語られることが多かったと思います。

その要素は厳然と存在するにしても、近年、むしろ大きいのは途上国の発展とともに、食生活が大きく変化してきていることだと思います。所得が増大し、富裕層が拡大に向かうと、穀物中心の食生活から畜産物を摂る食生活に移行するようになり、その結果として、穀物需要は増大します。食生活の変化は、我々日本国民も通ってきた道ですが、それが中国やインドのような人口大国でもおき、後戻りはしないのではないかと考えます。

そのような事態を現在の基本法が想定しているとは思えません。基本法制定時には想定していなかった構造的な変化が起きているということを踏まえて、輸入の安定を図っていくことの重要性をきちんと位置付けるべきではないかと考えております。

○ なお、輸入に不安が出てきたとなると、国産に目を向けることになりますが、日本の国内でも消費動向は常に変わっており、国内農産物の安定供給は、日本の生活者のニーズをどれだけ対応し、マーケットの要求するものを提供できるか、にかかってくるのではないかと考えます。これからのヒアリングで生産現場の声を聴く機会も出てくると思いますが、そのようなニーズに積極的に対応しようとされている方々の声もできるだけひろっていただければと思います。

食品産業センター会長

堀切功章